

《障がい者支援課》

1 障害者総合支援法への取組について

【根拠法令：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という）】

障害者総合支援法施行（平成25年4月1日）に伴い、福祉保健局は障がい者の地域生活支援を行う市町に対して、身体障がい者福祉・知的障がい者福祉・精神保健福祉業務（広域的な調整、指導支援、管内サービス提供体制の計画的な整備、事業者への指導）と身体・知的障害者更生相談所業務（高い専門性による技術的支援）を一体化して行う。

（1）地域生活支援事業

中部圏域障がい者地域自立支援協議会の側面的な支援を行うとともに、県地域自立支援協議会との連絡役となる。課題解決等のため、求めに応じて積極的に部会メンバーとして運営協力する。

（2）農福連携推進事業

- ・障がい者の新たな就労の場として、農業分野への就労を促進するため、農作業受託システムの体系化により就労系障がい者福祉事業所における就労事業としての工賃アップをはかる。
- ・事業者と障がい者福祉事業所のマッチングや障がい者福祉事業所の自主農業の支援等を行う。

（3）事業者への支援

- ・障害福祉サービス事業者へ指導（監査を含む。）
- ・相談支援事業者への指導（監査を含む。）

（4）障がい者虐待防止事業

24年10月、障害者虐待防止法に基づき、福祉保健局に「県障がい者権利擁護センター」を設置し、虐待対応を行う。養護者による虐待については、「市町虐待防止センター」が中心となって対応。

2 身体・知的障がい者福祉について

【根拠法令：身体障害者福祉法、知的障害者福祉法】

（1）身体障害者手帳・療育手帳の認定交付

（2）特別障害者手当等支給事務

福祉事務所が設置されていない三朝町についての支給事務を行う。

3 身体・知的障害者更生相談所業務について

【根拠法令：身体障害者福祉法、知的障害者福祉法】

（1）身体障害者更生相談所による判定

ア 補装具

補装具の交付を希望する身体障がい者及び難病等の者に対し、補装具の適正な交付のため、定期相談を実施し判定を行う（整形外科2回／月、耳鼻科1回／月、眼科3回／年）。

イ 更生医療

身体障がい者が知事の指定を受けた医療機関で、障がいの軽減・除去や機能回復のために医療を受けた場合の医療費について判定を行う（内科、整形外科等）。

ウ その他

身体障がい者の援護の実施に当たり、専門的な知識・技術を要する事項について市町の依頼に応じて判定書を交付する。

(2) 知的障害者更生相談所による判定

療育手帳の新規交付又は再判定を希望する者に対し、医学的・心理学判定を行い障がい程度について判定する。

また、強度行動障害特別処遇加算者の判定及び判定書作成を行う。

その他知的障がい者の援護の実施に当たり専門的な知識・技術を要する事項について市町・施設の依頼に応じて来所又は巡回により医学的・心理学的・職能的判定を実施し、必要に応じて判定書を交付する。

(3) 個別相談、ケア会議による支援

市町・相談支援事業者等の求めに応じて、更生相談所の判定結果やケアマネジメントの援助手法等を踏まえた支援困難なケースへの技術的支援を行う。

4 精神保健福祉について

【根拠法令：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、障害者総合支援法】

地域精神保健福祉の推進について、関係機関と連携を図り、精神障がい者の早期治療の促進及び社会復帰・社会参加の円滑な実施のために専門的・技術的支援を行う。

(1) 精神障がい者地域移行・地域定着支援事業

受入れ条件が整えば退院・退所が可能な精神障がい者を対象とし、関係機関と連携し地域での生活が行えるよう支援体制を整備する。（平成24年度から障害者総合支援法に基づく個別給付が行われている）

ア 精神障がい者地域移行推進会議（年1回）

イ 精神障がい者地域移行連絡会（年3回）

(2) アルコール・薬物等依存症支援対策事業

アルコールや薬物等の問題を抱える家族及び本人に対して、断酒会、医療機関、市町と連携し、継続した支援を行う。

ア アルコール・薬物等依存症相談窓口担当者支援研修会の開催（年4回）

(3) 障がい者社会参加促進事業

精神障がい者が地域の中で、よりよく暮らしていけるよう支援するとともに、精神障がい者に対する正しい理解を図るための研修等を実施する。

(4) 高次脳機能障がい支援事業

圏域のネットワークの構築を目的に、意見交換会及び事例検討会を実施する。

(5) 精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院医療）受給者証交付事務

申請に基づいて市町から進達された書類を審査し一定の精神障がいの状態にあると認められた場合は手帳を交付する。また通院医療の判定の要否判定に基づき支給認定を行い、受給者証を交付する。

5 女性に対する暴力防止について

【根拠法令：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律】

配偶者等からの暴力被害者に対し、相談・安全確保・一時保護・自立支援等の支援を行うとともに、関係機関との連携を強化し、DV被害者支援体制を整備していく。

ア 相談・支援（随時）

イ カウンセリング（随時）

ウ 中部圏域「女性に対する暴力防止」相談機関担当職員ネットワーク会議（偶数月第1金曜日）

エ 法律相談（毎月第3水曜日）

※4月は第4金曜日

オ 予防啓発活動（11月街頭キャンペーン、デートDV予防学習等の実施）

6 ひきこもり対策推進事業について

「ひきこもり者」に対し、相談体制を整備するとともに、ひきこもり状態からの回復に向けた取組を実施する。

- ア 本人・家族への相談 (随時)
- イ 精神科医師による専門相談 (毎月第2木曜日 要予約)
- ウ ひきこもり家族教室 (毎月第3木曜日)

7 自死対策事業について

【根拠法令：自殺対策基本法】

「睡眠障害」をキーワードにしたキャンペーンを実施することにより、「うつ病の早期発見」及び「住民に対する啓発」等を行う。平成27年度は特に若年層への対策を強化し、一層の自死予防を推進する。また、関係機関との意見交換を行うことでネットワークの構築を図る。

- ア 普及啓発
 - ・街頭キャンペーン（9月、3月）
 - ・学校祭等での普及啓発
 - ・職場メンタルヘルス出前講座
- イ 関係機関との連携
 - ・相談窓口担当者連絡会
- ウ 人材育成
 - ・ゲートキーパー研修会